

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

萩市長 田中 文夫

市町村名 (市町村コード)	萩市 (35204)
地域名 (地域内農業集落名)	相島地区 (相島全域)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年10月24日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、高齢化に伴い、離農者が増加しており、耕作放棄地の拡大が懸念される。そんな中、Uターンによる新規就農者が見込まれることから、地域と担い手が一体となった生産体制の構築を図る。  
また、当地区は離島であるため、農作物を出荷する際に運賃等の負担が大きいことや、施設の老朽化による維持費等コスト負担が大きい等の課題のほか、機械更新コストの負担により離農されるケースもある。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

ブランド化されている「相島スイカ」は、生産者の高齢化等による離農により、作付け面積が減少となる。  
また、相島イモ焼酎の原料となるサツマイモ生産については、現状の作付け面積を維持していく。  
これまで生産が盛んであった葉タバコについては、作付けを減少させ、代替作物として、ブロッコリーの作付けを行う。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	87 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	84 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、作物の作付けが行われていない山地の中に点在する農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理事業を活用し、担い手に農地集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農用地の利用権設定等について、農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
予定なし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
移住者及びUJIターン者を中心に確保・育成を行う
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--